飲食店における喫煙の可否と標識の掲示について

＜改正健康増進法では、飲食店をはじめ多くの人が利用するすべての施設で「屋内禁煙」が原則です＞

2024.04版

店内で喫煙※できる
※iQOS等の加熱式たばこを含む

いいえ → 禁煙店舗

はい ↓

既存特定飲食提供施設（注1）に該当し、その経過措置の適用を受ける

いいえ → 喫煙室の室外への煙の流出防止措置（注2）を講じている

はい → 喫煙室で飲食できる

いいえ → 分煙店舗

はい → 喫煙室で飲食できる

はい → ※加熱式たばこ（iQOS、Ploom TECH等）に限り喫煙可能 → 分煙店舗

いいえ → 喫煙室の室外への煙の流出防止措置（注2）を講じている

はい → 喫煙室の室外への煙の流出防止措置（注2）を講じている

はい → 店内すべての場所で喫煙できる
※一部の時間帯や曜日のみ喫煙できる場合を含む

はい → 喫煙可能店

いいえ → 喫煙室の室外への煙の流出防止措置（注2）を講じている

はい → 喫煙可能店

いいえ → ※煙の流出防止措置を講じていない喫煙室は、「喫煙可能室」とは認められません（エリアを分けただけの場合も同様）

【既存特定飲食提供施設】（注１）

2020 年 4 月 1 日 時点の既存店舗で、資本金または出資総額5,000万円以下かつ客席面積100㎡以下の店舗。店内の全部または一部の場所を喫煙可とできる経過措置あり

※適用を受ける場合は届出が必要

【煙の流出防止措置】（注２）

「喫煙室の室外への煙の流出防止の技術的基準」(下記３項目)またはその経過措置に係る措置

①出入口における室外から室内への風速が0.2m/秒以上

②壁、天井によって区画されている

③たばこの煙が屋外または外部の場所に排気されている

区分	標　識（例）	喫煙室内での喫煙	喫煙室内での飲食
禁煙店舗	 店舗出入口		
分煙店舗 喫煙専用室設置	 店舗出入口 喫煙室出入口	○	×
分煙店舗 専用喫煙室設置 加熱式たばこ	 店舗出入口 喫煙室出入口	○加熱式のみ	○
分煙店舗 喫煙可能室設置	 店舗出入口 喫煙室出入口	○	○
喫煙可能店	 店舗出入口	店内すべてで喫煙しながらの飲食が可能	

※例示した標識は厚労省のHPからダウンロードできます。
独自に作成する場合は必要事項の記載が求められます。

【その他注意事項】

1. 標識の掲示について
   分煙店舗、喫煙可能店舗は、店舗出入口および喫煙可能な場所（喫煙専用室等）の見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。※禁煙店舗においても、禁煙標識の掲示を推奨します。
2. 喫煙可能な場所への未成年者の立ち入りについて
   喫煙可能な場所（喫煙専用室等）に、20歳未満の者（従業員を含む）を立ち入らせてはいけません。

要対応

以下のいずれかの対応が必要です。
1. 全面禁煙にする
2. 喫煙室の室外への煙の流出措置を講じる

川崎市 健康福祉局保健医療政策部 健康増進担当 TEL：044-200-0155